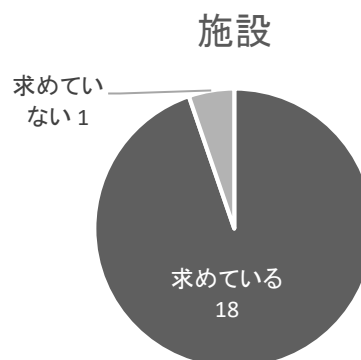
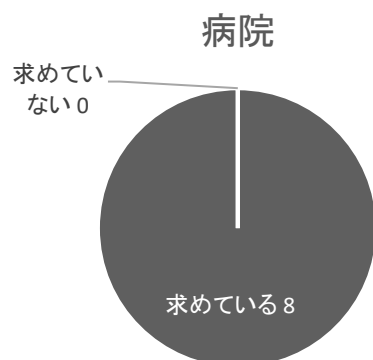
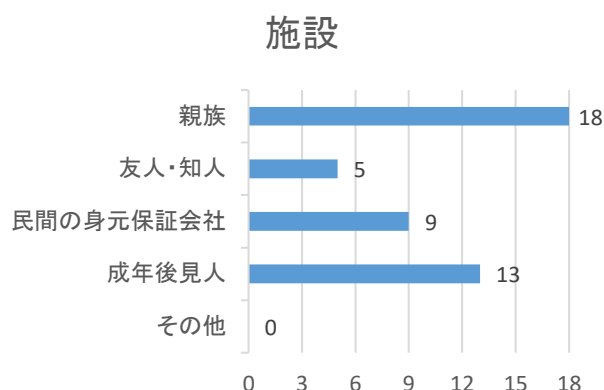
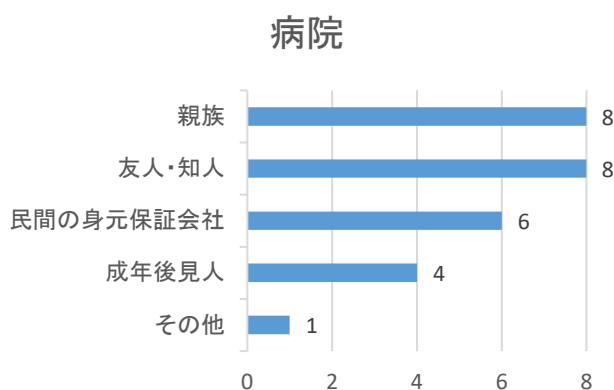


病院及び施設のアンケート調査の結果

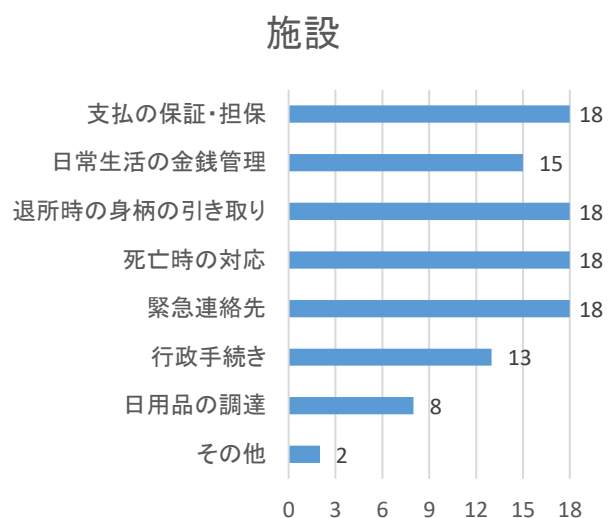
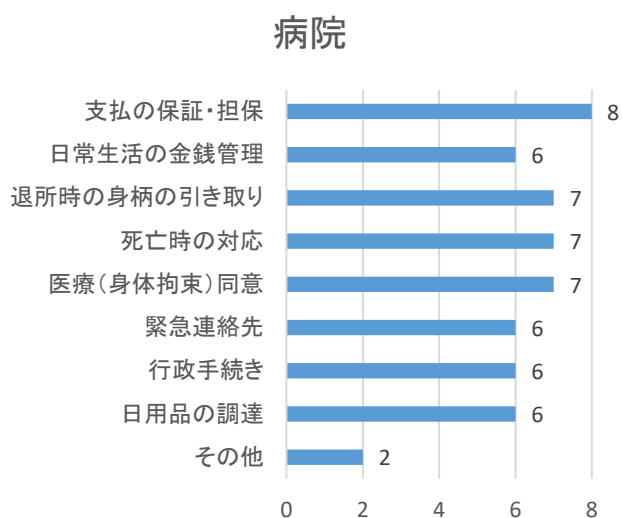
1. 入院、入所にあたり、身元保証人(身元引受人、保証人。連帯保証人、その他の類似の名称を含む)を求めているか。



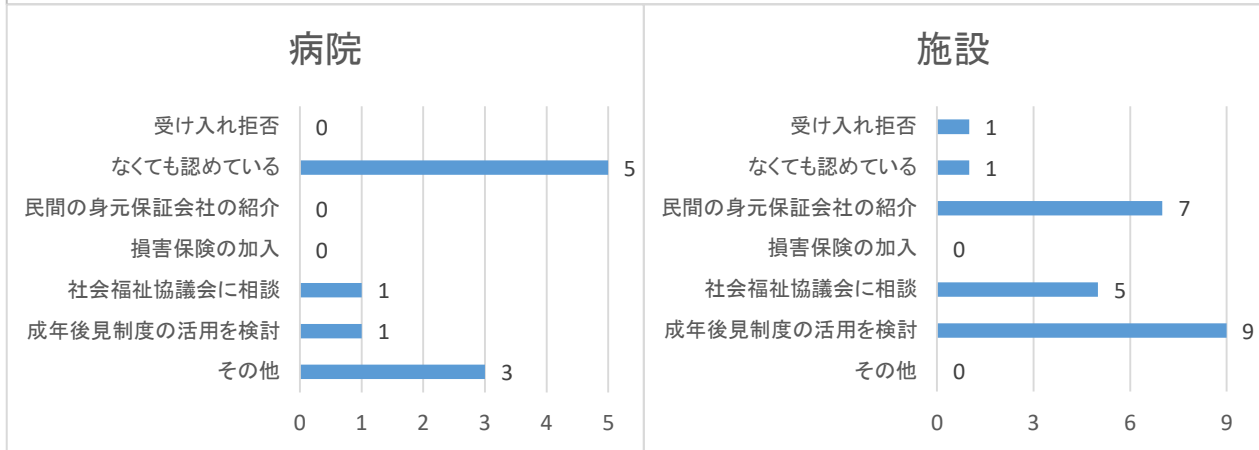
2. 身元保証人として認めている対象はどれか。(複数回答)



3. 身元保証人に求める内容はどれか。(複数回答)



4. 身元保証人がいない方について、どのように対応しているか。



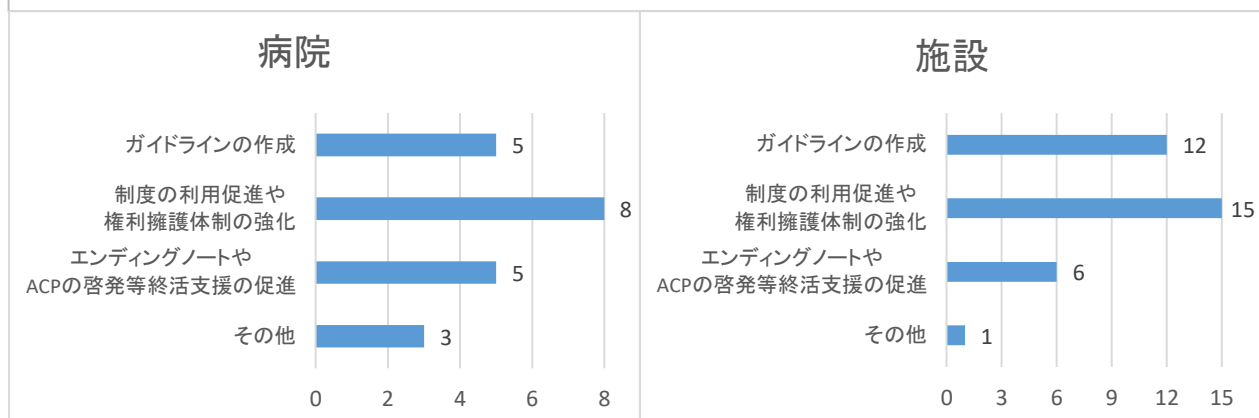
5. 身元保証人がいる場合でも、解決しなかった問題、困ったことはあるか。



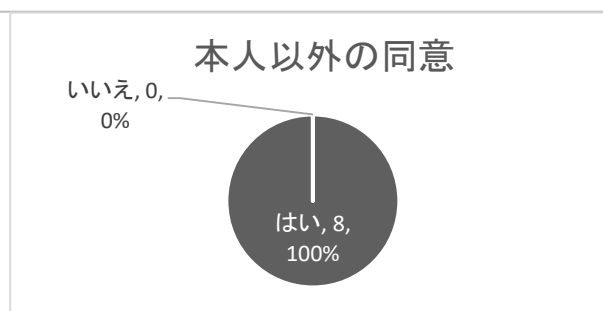
【「ある」場合、具体的な内容について】(一部抜粋)

- ・引き取りを拒否される。
- ・入院費の未払い。
- ・保証人が高齢、病気、認知症等で役割が果たせない。
- ・保証人に連絡がつかない。
- ・長期入院の場合、状況が変わっていることがある。
- ・遠方にいるため円滑に進まない。
- ・成年後見人のみでは、医療行為の同意ができない。

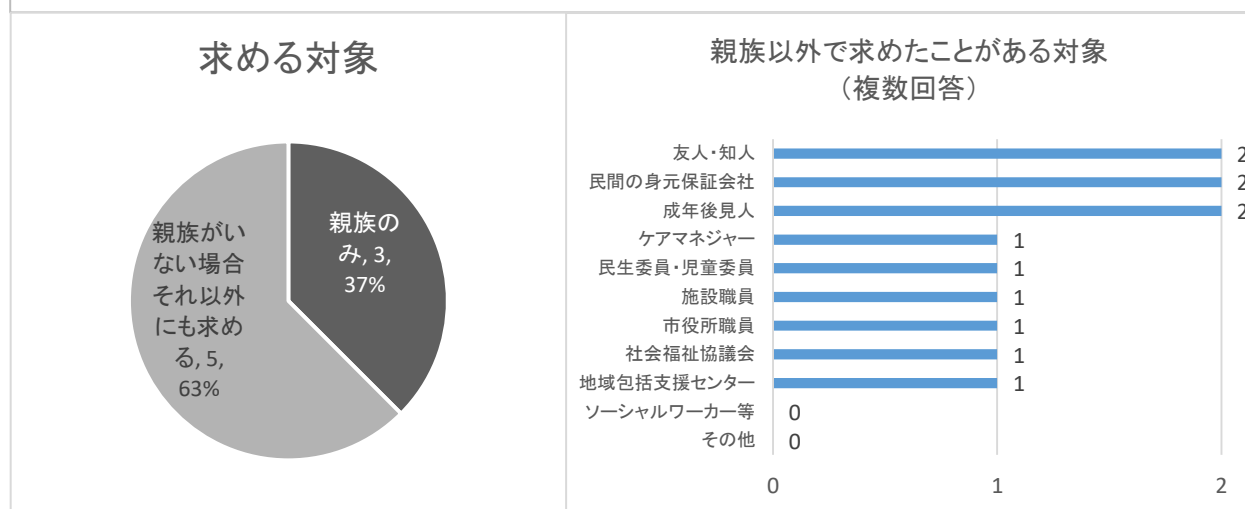
6. 身寄りのない高齢者の身元保証・金銭管理の問題解決に向けて必要と思う取り組みはどれか。(複数回答)



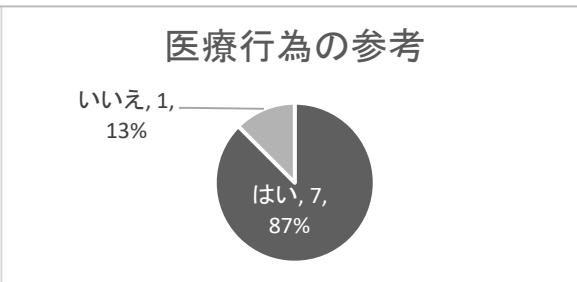
7. 【病院】手術などの医療行為の同意について、本人の意思決定が困難な場合、本人以外に医療行為の同意を求めているか。



8. 【病院】医療行為の同意を求める対象はどれか。



9. 【病院】医療に係る本人の意思決定が困難であるが、本人の医療行為に対する意向が確認できる場合(エンディングノートやACP)、医療行為を行う上で参考にするか。



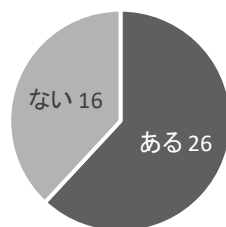
【医療に係る本人の意思決定が困難な場合の病院での取り組みについて】(一部抜粋)

- ・エンディングノート、ACP、宗教的思想などの記録や経過が分かる場合には患者の意思として尊重している。ない場合は、身元保証人や周囲の関係者などからこれまでの生活歴や嗜好・価値観といったパーソナリティについて伺いながら医療・ケアの内容を検討して実施している。身元保証人がいない方が入院時にすでに意思決定が困難な状態である場合は、基本的な医療倫理に基づいて患者の権利が保障されるよう治療・ケアを検討して実施している。
- ・臨床倫理コンサルテーションチームによる多職種での検討を行っている。
- ・本人に同意を求めることが困難な場合、一番関わっているキーパーソンに可能な限り説明し、その経過や内容を記録に留めておく。
- ・本人の意思はもちろんのこと、家族でしっかりと話し合いをしていただき、早期の段階から急変時延命処置の希望の有無やその他治療に係る本人・家族の意思を聞く。
- ・医療行為については家族決定もなかなか困難なこともあり、本人と話し合っておくことがまず必要。

ケアマネ及び地域包括支援センターのアンケート調査の結果

1. 入院、入所にあたり、身元保証人(身元引受人、保証人。連帯保証人、その他の類似の名称を含む)の確保が困難なケースはあったか。

困難なケース



「ある」の機関種別(複数回答)



【事例の概要と対応について】(一部抜粋)

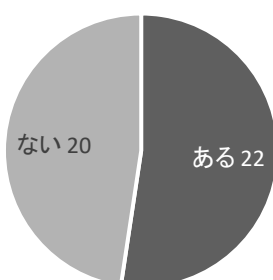
- ・施設入所中、救急搬送された際、成年後見人に連絡したが連絡つかず、ケアマネが立ち会った。
- ・身内がおらず一人暮らしも困難となりサ高住に入居。施設側からの責任は一切負わせないという約束のもとで知人が形式上で記入した。
- ・独居。親族とは疎遠。緊急入院の際、本人の意識もしっかりしていたのでケアマネが身元保証となった。
- ・独居で認知症が出現。親族は遠方で対応困難であり、保証人が不要なサ高住に入居した。
- ・障害のある息子と2人暮らし。骨折により手術が必要となるが、親族とは音信不通状態。入院については本人同意のみでよかったが、手術中は病院での待機を求められ、術後は本人とともに医師からの説明を聞いた。
- ・独居で兄弟とは疎遠。緊急入院の際同意書記入を求められ、金銭負担はできないことを伝え支援者の連絡先を記載した。
- ・身寄りのない方が入院した際、入院中の日用品の準備や入院費支払いのためのATM出金代行等の支援を入院先から求められる。
- ・独居で身寄りなし。民間の身元保証サービスを利用した。

2. 身元保証人がいない場合、特に問題になることはどんなことか。

- ・本人の意思の確認が困難な状態になった時に(認知症の進行や急激な体調の変化等)ケアマネがどこまで判断してよいのか困る。
- ・権利擁護事業は、通帳等金銭管理だけのため、入所などの身元保証は出来ない。
- ・認知症などの判断能力の低下を明らかに認めない、という場合後見制度に乗せづらく経済事情等で民間の保証会社に委ねられない場合はとても問題。
- ・成年後見制度を利用したくても、申請できる親族がいない場合、市長申し立てをしたくても、なかなか申請に至らないことがあった。
- ・本人は身寄りがないと言われるが、本当にはないのか確認することが難しい。
- ・病院に荷物や本人に必要な物品を持って行ったりする事。契約とか入所に当たってアパートを引き払うなど残った荷物の整理。
- ・介護サービス利用時の契約。老人ホーム入居に伴う契約と本来家族が行う支援、手術の同意、入院の手続き、葬儀や死後の事務手続き。
- ・アパートなどの住居の契約、入院、施設入所の手続きが出来ない。
- ・生活保護受給者の人は入院時にあまり何も言われないが、そうでない人については、疎遠であっても家族に連絡をとるよう強く言われる。入所に関しては身元保証人がいないことで断られることもある。
- ・本人の預貯金等の資金が少ないが、生活保護基準をわずかに上回る場合、公的な支援に繋がりにくく、支援策が限られる。

3. 利用者が民間の身元保証会社を利用したケースはあるか。

身元保証会社の利用



4. 身元保証会社の利用上の利点・欠点はどういったことか。

<利点>

- ・担当利用者はすでに支払い済みであり最終的には入院時や死亡後の手続きをしてもらえたので助かった。
- ・細々とした買い物や病院受診をしてくれるので助かる。連絡しながら進めていけるとケアマネの負担軽減に繋がる。
- ・対応が難しい支援も対応していただける。
- ・プランにより対応の幅が決められ、対応もスムーズ。必要な方にとってはありがたいサービス。
- ・契約締結すれば、身元保証・生活支援・財産管理などをもらえる。
- ・情報共有・連携が図れれば大変心強い。契約や死後事務なども実際に現場まで足を運んでいただけるので課題を概ねクリアできる。
- ・契約行為や引っ越し、入所の手続き等を任せられる。

<欠点>

- ・料金が安い。
- ・身元保証会社が経営破綻し、損失を被ったことがある。
- ・指導監督庁がないため不安。

5. 身寄りのない高齢者の身元保証金銭管理の問題解決に向けて必要と思う取り組みはどれか。

